

県水協たより

発行／公益社団法人 山形県水質保全協会事務局
東根市大字野田695番地の8 TEL 0237-48-2469 FAX 0237-48-2693



第46号
令和6年8月1日



会長の挨拶

公益社団法人 山形県水質保全協会 会長 片桐 健 悅

会員各位並びに県、市町村等の関係行政機関の皆様には、口頭から当協会の事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

去る6月12日に、高橋県環境エネルギー部長及び宍戸県水大気環境課長並びに当協会顧問である伊藤重成県議及び相田光昭県議のご臨席を賜り、第14回社員定時総会が開催され、滞りなく終了したところです。多くの会員の皆様にご出席いただき、誠にありがとうございました。

また、7月11日には青年部設立20周年記念祝賀会が、東日本大震災の被災地支援活動を通して絆を深めている一般社団法人北海道環境保全協会、公益社団法人宮城県生活環境事業協会及び一般社団法人東京環境保全協会の各青年部長の方々ほか関係者のご臨席のもと、華やかに開催されました。祝賀会の催しでは、山形市在住のシンガーソングライター庄司紗千さんのミニコンサートがあり、軽快なピアノと澄んだ歌声を堪能いたしました。環境教育事業や復興支援活動、視察支援など青年部活動は今後も積極的に行われますので、協会会員社の従業員を含め50歳までの方々の参加を是非ご検討願います。

さて、県の条例改正に伴い、浄化槽保守点検業者の方々に、専任する浄化槽管理士に対する定期的（3年に1回以上）な研修受講が義務付けられたところですが、当協会は県の指定を受け令和3年度から3年間にわたり指定研修会を開催してまいりました。今般、新たな指定を受け、引き続き研修会を開催することになりました。最新の知見や情報等を提供し、浄化槽管理上の方々の技術力向上に貢献してまいりますので、今後とも受講につきまして、配慮等をお願いいたします。

次に、昨年度の総務省行政評価局の事業として、改正浄化槽法の事業評価が行われたところですが、本年2月に総務省から環境省に対し、その調査結果に基づく勧告がありました。勧告の内容としては、特定既存単独処理浄化槽の判断基準があいまいで判定が進んでいないこと、行政サイドが保守点検及び清掃に係る情報を収集できておらず、浄化槽台帳のデジタル化も進んでいないこと等から、判定の考え方の見直しや浄化槽台帳の整備及び活用方法の検討を求めるものでした。

そのため、環境省では早速、「浄化槽法施行状況点検検討会」が開催され、関係者からの聞き取り等が進められているところです。当協会としましても、それら検討状況を的確に把握し、特定既存単独処理浄化槽の判断ができるような内部研修の実施や浄化槽台帳管理システムの改良等、浄化槽法改正を見据えた検討をしていかなければならぬと考えております。

浄化槽に関わる人々、行政はもちろんのこと、施工業者、保守点検及び清掃業者、指定検査機関が浄化槽情報を共有化し、保守点検や清掃の実施が確認できない無管理浄化槽を減らし、不具合の改善を行い、また、漏水などで改修が不可能な無管理浄化槽は合併処理浄化槽に転換していくことが、地域の水環境保全と公衆衛生の向上に寄与するものと考えます。住民の方々にとっても、長く適正に浄化槽を使用していただくための一助になるものと思います。

結びに、今年も大変な酷暑となっておりますので、皆様ご自愛ください。皆様の一層のご健勝を祈念するとともに、併せて、当協会に対するご指導とご支援をお願い申し上げ、会長挨拶といたします。



山形県の良好な水環境の継承に向けて

山形県環境エネルギー部水大気環境課長 笹 浩 健 市

貴協会並びに会員の皆様には、本県の水環境保全の推進に格別なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、指定検査機関として浄化槽の法定検査の確実な実施に加え、浄化槽保守点検業の登録に係る浄化槽管理士研修会や、新たに浄化槽を設置された方に対する浄化槽の適正な取扱いなどに関する講習会の実施、未受検者への受検勧奨など、浄化槽の適正な維持管理の向上に御尽力いただき、改めて感謝申し上げます。

さて、県では、「第4次山形県環境計画」（計画期間：令和3～12年度）において、「良好な大気・水環境の確保と次世代への継承」を施策の柱の一つとして掲げ、母なる川“最上川”をはじめとした河川の清らかな水など良好な水環境を継承するため、種々の取組みを実施しています。

具体的に一つ目は、水環境のモニタリングです。公共用水域、地下水の常時監視を実施し、県民への速やかな情報提供を行うとともに、環境基準を超過した場合、流域の汚濁物質の排出源の状況を調査し、水質改善に取り組んでおります。先日公表しました令和5年度の本県の大気・水環境の状況については、一部項目で環境基準を達成できませんでしたが、人の健康や生活環境に影響が生じるレベルではなく、概ね良好でした。

二つ目は、浄化槽を含めた生活排水処理施設の整備促進です。県では、「第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想」（平成28年3月策定、令和3年3月見直し）において、生活排水処理施設の普及率を令和7年度末に96%とする目標を掲げ、浄化槽整備の一層の促進に取り組んでいるところです。

浄化槽の整備は、少子化に伴う人口減少の中、高齢化による将来への投資意欲の低下により進まなくなることが懸念されています。未整備の住民の方が浄化槽の整備に積極的に取り組まれますよう、引き続き補助制度の周知、啓発について御協力くださいますようお願いいたします。

三つ目は、水資源の保全・活用です。県では、地域で育まれてきた優れた湧水を「里の名水・やまがた百選」として選定し、県内外に広く情報発信する事業を実施しております。令和5年度までに75箇所の湧水を里の名水として選定しており、この取組みを通して、水環境を大切にする心と郷土愛を育んでまいります。皆様のお近くに優れた湧水がありましたら、御紹介いただければ幸いです。

なお、情報発信の一つとして、湧水の紹介動画をYouTube公式チャンネルにて公開するなど、「やまがた百名山」と組み合わせた観光資源としての活用も図っているところです。皆様も、豊かな自然環境と身近にある施しの空間を楽しめばいかがでしょうか。



本県の良好な水環境の継承に、浄化槽が果たす役割は大変大きなものがあります。県としましては、引き続き、市町村、浄化槽関連業界及び指定検査機関の皆様と一緒に連携を図りながら、県内の水環境保全に取り組んでまいりますので、今後とも御協力を賜りますようお願い申し上げます。



公式 YouTube
二次元コード

各総合支庁の取組み



山形県村山総合支庁保健福祉環境部

環境課長 大久保 剛

村山地域は、その豊かな自然と歴史的な魅力で知られています。東には奥羽山脈、西には月山があり、その間には広大な盆地が広がっております。このため、清澄な地下水や河川水が豊富にあり、山形特産のサクランボをはじめ、たくさんの果物や野菜の生産地として県民の生活を支えております。

一方で県人口の5割を占める人々が住んでいる地域でもあり、その暮らしにより排出される汚水からその地下水や河川水の水質を守るために、下水道をはじめ浄化槽の整備を推進してきました。

今では、生活排水処理施設普及率は約97%（令和4年度末）に上り、清澄な水を守るために、下水道や浄化槽は重要なインフラとなっています。

私たちの生活にはその豊かで清潔な水に大きく依存していることから、村山総合支庁では、浄化槽の普及とその適切な保守点検の啓発に努め、貴協会をはじめ関係機関と連絡を密にしながら、浄化槽の普及及び適切な維持管理の啓発に取り組んでまいりますので、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。



山形県最上総合支庁保健福祉環境部

環境課長 原 田 泰 浩

貴協会におかれましては、浄化槽法定検査業務をはじめ、水関連の専門分野において、幅広く事業展開していただいていることに深く敬意を表します。

最上地域では、令和5年10月に新県立新庄病院がオープンし、また、令和6年3月には山形新幹線新型車両E8系の運行が始まり、更に4月には最上地域初の4年制大学となる「東北農林専門職大学」が開学し、地域発展の新たな段階がスタートしました。

また、以前から、豊かな自然の恵みや伝統を生かした様々な取り組みがなされ、活気に満ちあふれた地域となっております。この豊かな地域を未来につなげるためにも、水や浄化槽に携わる関係者が連携し、環境を保全していくことは大変重要なことと位置づけられます。

しかしながら、浄化槽を取り巻く状況を見てみると、いわゆる単独浄化槽がまだ数多く残り、法定検査で水質や無管理で「不適」の判定を受けるものも少なくありません。合併処理浄化槽への転換が進まない様々な事情もあろうかと思いますが、課題解決のため、引き続き連携をよろしくお願いいたします。



山形県置賜総合支庁保健福祉環境部

環境課長 鎌水 いづみ

置賜地域は、「母なる川」最上川の源流を有し、磐梯朝日国立公園の山々に囲まれた自然豊かな地域です。

置賜地域の特徴として、生活排水処理施設の中で浄化槽の割合が高いことが挙げられます。令和4年度末の時点での生活排水処理施設普及率は87.5%と県内平均の94.2%を下回っていますが、処理施設別に見ますと、浄化槽が20.5%と県平均の8.6%を大きく上回っております。このため、置賜地域では浄化槽の適切な維持管理が水環境保全のために重要となります。

浄化槽が十分な処理能力を発揮するためには、浄化槽の保守点検や清掃など適切な維持管理が欠かせません。また、維持管理状況を確認するための法定検査も重要なものとなってきます。

置賜総合支庁では、今後とも関係市町や関係機関と連携しながら合併浄化槽の普及や適切な維持管理の啓発について取り組んでまいりますので、引き続き貴協会からの御理解と御協力をお願い申し上げます。

豊かな水環境と、最上川をはじめとする美しい清流をみんなで守っていきましょう。



山形県庄内総合支庁保健福祉環境部

環境課長 田中 利正

庄内地域は、鳥海山・出羽三山をはじめとする山々と日本海に囲まれた自然豊かな地域です。県を縦断する最上川、出羽山地を源とする赤川、鳥海山系を源とする日向川・月光川などの豊かな水環境・水資源に育まれた産業、食文化や観光資源が魅力となっています。

この水環境を清らかに保つため、浄化槽が果たす役割は非常に大きなものがあります。庄内地域の令和4年度末の生活排水処理施設普及率は、県内で最も高い97.5%となっておりますが、浄化槽がその能力を十分に発揮し、生活環境及び公衆衛生の向上に資するためには、保守点検や清掃、法定検査の受検など、適切な維持管理を推進することが大変重要です。

豊かで清らかな水環境を次世代に引き継ぐため、庄内総合支庁では、市町などの関係機関と連携しながら、合併処理浄化槽の更なる普及促進や適切な維持管理の啓発に取り組んでまいりますので、引き続き貴協会からの御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年度 第14回社員定時総会

去る、6月12日(水) 山形市の山形グランドホテルにおいて、第14回社員定時総会を開催しました。総会は青山副会長の開会挨拶に始まり、片桐会長の挨拶の後、ご来賓の高橋県環境エネルギー部長、当協会顧問の伊藤県議会議員よりご祝辞をいただきました。

その後、東北環境開発(株)丹治正彦氏を議長に選任後、下記の議事について審議が行われました。

- 第1号 令和5年度事業報告について
- 第2号 令和5年度決算承認の件
- 第3号 令和6年度事業計画及び収支予算について



総会のようす

審議の結果、3議案とも満場一致で原案どおり承認され、菅副会長の閉会の挨拶により、第14回社員定時総会を終了いたしました。

また、総会終了後、会員相互の情報交換と親睦を図るため、懇親会を開催しました。

山形県水質保全協会長表彰

当協会の発展に貢献した、会員、役員及び会員従業員、協会職員に山形県水質保全協会長表彰が贈呈されました。なお、6月12日(水) 社員定時総会時開催冒頭に表彰式が執り行われました。

表彰者は下記のとおりです。おめでとうございます。

○功労役員表彰

島 貫 利 幸 氏 (理事)

○優良事業従業員者表彰

清 和 充 氏 (東北環境開発施設部長)

○協会職員表彰

本 間 義 一 氏 (検査課)

安 部 健 一 氏 ((有)厚生社)

森 伸 広 氏 (総務課長)

杉 山 信 一 氏 (環境工業㈱秋田支店長代理)



令和5年度 事業報告

法定検査業務の推進

1 浄化槽法定検査

① 浄化槽法定検査実施数

検査計画34,500基に対し、7条検査348基、11条検査34,459基

合計34,807基を実施した。

② オンラインによる市町村浄化槽行政担当者会議が8月30日に行われ、職員を派遣するとともに、総合支庁及び管内市町村の担当者と情報交換を行った。

また、未受検者に対し、県・市町村と共に文書指導の啓発を行うとともに、30人槽以上の大型浄化槽の未受検者についても県と共に受検啓発するなど、受検基数の増加と受検率の向上に努めた。

(未受検者対応)

検査拒否対応	1,487件対応	153件受検	(10.3%)
未申込対応	1,125件対応	18件申込	(1.6%)
合 計	2,612件対応	171件受検	(6.5%)

③ 令和5年8月3日に開催された公益財団法人日本環境整備教育センター主催「浄化槽法に基づく維持管理の向上に関する説明会（北海道・東北ブロック）」に出席し、情報収集を行った。

④ 公益財団法人日本環境整備教育センターに新人職員2名を派遣し、浄化槽法定検査員の資格取得に努めた。

⑤ 浄化槽法定検査普及啓発活動

10月1日浄化槽の日の山形新聞に広告を掲載し、浄化槽を通じた公共用水域の水質保全について啓発を行うとともに、浄化槽の維持管理の重要性と法定検査受検への理解に努めた。

2 浄化槽及び一般廃棄物に関する研修会・講習会

① 会員、浄化槽管理士、浄化槽清掃技術者、一般廃棄物処理業者及び当協会職員の資質の向上を図るため、浄化槽・水処理技術管理研修会を開催した。

5月31日 村山市 甑葉プラザ 87名参加

② 浄化槽法に基づく保守点検の登録に際して、3年に1回義務化された浄化槽管理士研修について県と連携協力し、浄化槽管理士指定研修会を開催した。

また、参加者の利便性を考慮し、県内4地区で開催した。

5月31日	村山市 甑葉プラザ	41名出席
8月2日	酒田市 勤労者福祉センター	22名出席
10月4日	米沢市 すこやかセンター	40名出席
12月6日	新庄市 もがみ広域交流センター	27名出席
浄化槽管理士指定研修会 出席者合計		130名

③ 浄化槽の適正な取り扱いと使用上のルールを理解してもらうため、最上及び置賜の各総合支庁管内の浄化槽新規設置者に対して、浄化槽の適正な取り扱いと使用上のルールを理解してもらうための浄化槽新規設置者講習会を開催した。また、対象者に対し、講習会資料一式を配付した。

11月10日 開催地：新庄市 対象地域：最上地域

11月22日 開催地：米沢市 対象地域：米沢市、南陽市、川西町 延べ出席者55名

④ 検査員研修

横浜市で開催された第37回全国浄化槽技術研究集会に職員3名を派遣した。また、令和4年度からBODの不適正判断値が変更されたことを受け、精度管理の徹底を図るため、写真判定及び水質検査の判断等について年度当初に研修会を開催するとともに、日々の判定業務の検査精度の向上を行った。

3 浄化槽及び一般廃棄物に関する情報提供、機関紙の発行

① 一般社団法人日本環境保全協会発行の「環境保全タイムズ」等一般廃棄物処理業に関する情報を随時提供した。

また、同協会からの浄化槽及び浄化槽清掃に関する情報を随時提供した。

② 協会機関紙「県水協たより」を年2回（8月、2月）発行し、県及び市町村、会員関係機関に配布した。

- ③ ホームページを通して協会の情報公開に努めるとともに、浄化槽の適正な管理知識や各種手続き等の普及に努めた。
アドレス <https://yamagata-suisituhozen.or.jp/>

4 浄化槽台帳システムを活用した市町村との業務委託の推進

改正浄化槽法により自治体に整備が義務付けられた浄化槽台帳の作成を支援するため「市町村浄化槽台帳システム」を活用する業務委託契約を8自治体と継続契約した。

また、他市町村に対し「市町村浄化槽台帳システム」の活用に向けた啓発を行った。

5 浄化槽の維持管理に関する調査・相談・指導業務

- ① 環境省からの「浄化槽の指導普及に関する調査」に協力するため、市町村に対し、浄化槽法定検査の結果データを提供した。
- ② 公益財団法人日本環境整備教育センターの委託を受け、全国浄化槽推進市町村協議会に補助対象登録された浄化槽が所期の性能を発揮しているかどうか検証するため南陽市計2基の実地調査を行った。

6 浄化槽維持管理に関する調査研究

- ① 保守点検及び清掃に関する調査研究

令和4年度の法定検査判定基準の一部見直しに係り、BODの不適正判断値が変更されたことから、地域間の傾向や維持管理の違い等について調査を行い、その内容を5月31日に開催された浄化槽管理士指定研修会及び浄化槽・水処理技術管理研修会で情報提供を行った。

- ② 浄化槽法定検査の精度管理と効率化に向けた研究

BODが超過した場合の判定の統一化を図るため、検査実施時に撮影した浄化槽の写真データと判断基準の調査を行った。また、その結果を職員に周知するとともに法定検査の精度管理を高めた。

- ③ 改正浄化槽法で示された休止制度に係り、協会台帳の「空き家」となっている施設について、浄化槽台帳の整合性を高めるための検討を行った。

7 水環境保全活動への支援

- ① 県内小中学校等（4団体65名）からの要請により、県内河川において簡易調査キットによる水質検査を実施し、環境教育の実践に協力した。
- ② 最上川フォーラムの県内一斉調査「身近な川や水辺の健康診断」へ参加するとともに、70団体186箇所のレーダーチャート作成と河川ごとの調査結果のマップ作成に協力をした。
- ③ 7月11日に行われた山形県保健環境活動団体連合会総会において、浄化槽啓発用リーフレットを配布及び県水協たよりを配布した。また、連合会活動を支援するため助成金を交付した。

8 被災地支援活動

令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」について、一般社団法人日本環境保全協会からの義援金協賛依頼を受けて会員に募ったところ、24社から総額1,650,000円の義援金協賛を賜り、日本環境保全協会災害復旧支援対策本部を通じ、被災地への支援及び災害救援活動を行った。

9 その他活動

- ① 日本赤十字社活動を支援するため助成金を交付した。
また、令和6年1月26日に日本赤十字社山形支部から令和5年度日本赤十字社感謝状を授与された。
- ② 第78回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会（令和6年2月21日～24日）の趣旨に賛同し協賛を行った。
- ③ 新規事業検討会を立ち上げ、浄化槽事業及び環境保全事業に関する情報収集を行うとともに、事業の可否について検討を行った。
- ④ 協会ガバナンス強化のため定款の変更を行い、業務執行理事を2名体制にするとともに、三役会の位置付けを明記した。



理事会のようす

令和5年度 判定別 法定検査実績表

令和5年4月1日～令和6年3月31日

- イ. 適正
ロ. おおむね適正
ハ. 不適正

(単位:基)

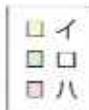
地区名	市町村名	7条検査				11条検査				合計
		検査基数	イ	ロ	ハ	検査基数	イ	ロ	ハ	
村山地区	村山市	6	4	2	0	1,196	638	505	53	1,202
	東根市	11	6	5	0	2,365	1,349	891	125	2,376
	尾花沢市	12	7	5	0	2,495	1,348	1,081	66	2,507
	大石田町	0	0	0	0	246	145	91	10	246
	(小計)	29	17	12	0	6,302	3,480	2,568	254	6,331
最上地区	新庄市	65	21	42	2	3,331	1,813	1,380	138	3,396
	真室川町	20	8	11	1	1,033	532	466	35	1,053
	金山町	5	3	2	0	457	205	227	25	462
	最上町	21	7	14	0	1,001	176	740	85	1,022
	舟形町	0	0	0	0	156	30	114	12	156
	鮎川村	6	0	6	0	523	239	247	37	529
	戸沢村	5	1	4	0	465	181	242	42	470
	大蔵村	3	2	1	0	388	182	188	18	391
	(小計)	125	42	80	3	7,354	3,358	3,604	392	7,479
西陽地区	米沢市	96	53	41	2	6,849	3,608	3,041	200	6,945
	南陽市	29	22	7	0	2,789	1,723	1,007	59	2,818
	高畠町	8	3	4	1	1,349	807	503	39	1,357
	川西町	20	7	13	0	1,725	952	710	63	1,745
	(小計)	153	85	65	3	12,712	7,090	5,261	361	12,865
庄内地区	鶴岡市(旧管内)	13	7	6	0	2,549	1,463	951	135	2,562
	藤島庁舎	0	0	0	0	110	64	42	4	110
	羽黒庁舎	0	0	0	0	113	66	44	3	113
	櫛引庁舎	0	0	0	0	73	34	37	2	73
	朝日庁舎	2	0	2	0	246	140	101	5	248
	温海庁舎	1	0	1	0	759	419	302	38	760
	鶴岡市計	16	7	9	0	3,850	2,186	1,477	187	3,866
	余日庁舎	0	0	0	0	204	132	62	10	204
	立川庁舎	1	0	0	1	153	92	58	3	154
	庄内町計	1	0	0	1	357	224	120	13	358
	三川町	0	0	0	0	137	74	57	6	137
	田川計	17	7	9	1	4,344	2,484	1,654	206	4,361
	酒田市(旧管内)	11	6	3	2	2,319	1,329	890	100	2,330
	八幡総合支所	3	1	2	0	330	180	138	12	333
	平田総合支所	2	0	1	1	399	248	146	5	401
	松山総合支所	0	0	0	0	74	43	29	2	74
	酒田市計	16	7	6	3	3,122	1,800	1,203	119	3,138
	遊佐町	8	5	3	0	625	386	221	18	633
	飽海庄内計	24	12	9	3	3,747	2,186	1,424	137	3,771
	(小計)	41	19	18	4	8,091	4,670	3,078	343	8,132
	合計	348	163	175	10	34,459	18,598	14,511	1,350	34,807

7条検査

ハ 2.9%

ロ 50.3%

イ 46.8%



11条検査

ハ 3.9%

ロ 42.1%

イ 54.0%



令和4年度 処理槽法第11条検査受検率

	全設置基数			検査対象基数			検査実施数			受検率	検査機関	
	単独	合併	単独	合併	単独	合併	単独	合併	単独		単独	合併
村山総合支庁管内	24,959	13,469	11,490	24,800	13,469	11,331	17,602	8,137	9,465	71.0%	60.4%	83.5%
(旧山形保健所)	8,656	5,786	2,870	8,634	5,786	2,848	4,937	2,798	2,139	57.2%	48.4%	75.1%
山形市	4,490	3,260	1,230	4,485	3,260	1,225	2,264	1,455	809	50.5%	44.6%	66.0%
上山市	1,901	714	1,187	1,890	714	1,176	1,411	412	999	74.7%	57.7%	84.9%
大童市	1,181	948	233	1,176	948	228	746	551	195	63.4%	58.1%	85.5%
山辺町	797	593	204	796	593	203	354	233	121	44.5%	39.3%	59.6%
中山町	287	271	16	287	271	16	162	147	15	56.4%	54.2%	93.8%
(旧寒河江保健所)	8,437	3,463	4,974	8,357	3,463	4,894	6,368	2,273	4,095	76.2%	65.6%	83.7%
寒河江市	3,294	1,560	1,734	3,253	1,560	1,693	2,464	1,037	1,427	75.7%	66.5%	84.3%
河北町	1,649	1,127	522	1,645	1,127	518	1,182	751	431	71.9%	66.6%	83.2%
西川町	879	276	603	872	276	596	724	195	529	83.0%	70.7%	88.8%
朝日町	1,536	153	1,383	1,521	153	1,368	1,251	103	1,148	82.2%	67.3%	83.9%
大江町	1,079	347	732	1,066	347	719	747	187	560	70.1%	53.9%	77.9%
(旧村山保健所)	7,866	4,220	3,646	7,809	4,220	3,589	6,297	3,066	3,231	80.6%	72.7%	90.0%
村山市	1,485	989	496	1,472	989	483	1,206	766	440	81.9%	77.5%	91.1%
東根市	3,086	2,079	1,007	3,065	2,079	986	2,401	1,518	883	78.3%	73.0%	89.6%
尾花沢市	2,833	848	1,985	2,811	848	1,963	2,441	663	1,778	86.8%	78.2%	90.6%
人石町	462	304	158	461	304	157	249	119	130	54.0%	39.1%	82.8%
最上総合支庁管内	8,767	3,010	5,757	8,623	3,010	5,613	7,350	2,559	4,791	85.2%	85.0%	85.4%
(旧新庄保健所)	8,767	3,010	5,757	8,623	3,010	5,613	7,350	2,559	4,791	85.2%	85.0%	85.4%
新庄市	4,179	1,624	2,555	4,122	1,624	2,498	3,354	1,480	1,874	81.4%	91.1%	75.0%
金山町	516	96	420	510	96	414	455	77	378	89.2%	80.2%	91.3%
最上町	1,111	284	827	1,082	284	798	983	195	788	90.9%	68.7%	98.7%
舟形町	183	87	96	183	87	96	161	59	102	88.0%	67.8%	106.3%
貞室川町	1,195	252	943	1,164	252	912	1,031	204	827	88.6%	81.0%	90.7%
大蔵村	421	134	287	416	134	282	386	110	276	92.8%	82.1%	97.9%
鮎川村	582	251	331	571	251	320	508	215	293	89.0%	85.7%	91.6%
戸沢村	580	282	298	575	282	293	472	219	253	82.1%	77.7%	86.3%
西賀総合支庁管内	20,231	6,825	13,406	19,909	6,825	13,084	16,909	5,181	11,728	84.9%	75.9%	89.6%
(旧米沢保健所)	14,965	4,845	10,120	14,746	4,845	9,901	12,724	3,834	8,890	86.3%	79.1%	89.8%
米沢市	8,058	2,181	5,877	7,913	2,181	5,732	6,850	1,722	5,128	86.6%	79.0%	89.5%
南陽市	3,269	1,401	1,868	3,231	1,401	1,830	2,804	1,157	1,647	86.8%	82.6%	90.0%
高皇町	1,593	612	981	1,587	612	975	1,355	464	891	85.4%	75.8%	91.4%
川西町	2,045	651	1,394	2,015	651	1,364	1,715	491	1,224	85.1%	75.4%	89.7%
(旧長井保健所)	5,266	1,980	3,286	5,163	1,980	3,183	4,185	1,347	2,838	81.1%	69.0%	89.2%
長井市	2,780	1,137	1,643	2,720	1,137	1,583	2,168	759	1,409	79.7%	66.8%	89.0%
小国町	1,022	533	489	1,014	533	481	674	315	359	66.5%	59.1%	74.6%
白鷹町	985	205	780	959	205	754	926	196	730	96.6%	95.6%	96.8%
飯豊町	479	105	374	470	105	365	417	77	340	88.7%	73.3%	93.2%
庄内総合支庁管内	11,831	7,933	3,898	11,776	7,933	3,843	8,273	4,915	3,358	70.3%	62.0%	87.4%
(旧鶴岡保健所)	4,672	2,918	1,754	4,636	2,918	1,718	4,088	2,524	1,564	88.2%	86.5%	91.0%
鶴岡市	4,479	2,790	1,689	4,444	2,790	1,654	3,947	2,446	1,501	88.8%	87.7%	90.7%
三川町	193	128	65	192	128	64	141	78	63	73.4%	60.9%	98.4%
(旧酒田保健所)	7,159	5,015	2,144	7,140	5,015	2,125	4,185	2,391	1,794	58.6%	47.7%	84.4%
酒田市	5,543	3,808	1,735	5,533	3,808	1,725	3,193	1,755	1,438	57.7%	46.1%	83.4%
庄内町	508	362	146	507	362	145	349	215	134	68.8%	59.4%	92.4%
遊佐町	1,108	845	263	1,100	845	255	643	421	222	58.5%	49.8%	87.1%
合計	65,788	31,237	34,551	65,101	31,237	33,864	50,131	20,792	29,342	77.0%	66.6%	86.6%
合計(補正後※)	65,992	32,086	33,906	65,202	32,086	33,116	49,420	20,724	28,696	75.8%	64.6%	86.7%

公表値

※検査対象基数はR5年度処理槽の指導普及に関する調査による。

※検査対象基数は下記算出式による推計値を用いている。

=(R4年度末設置基数)-(R4年度新設基数)-(R3.8.1~R3.12.31の新設基数)×1/2-(R4.1.1~R4.3.31の新設基数)

※端数処理の関係上、全市町村の検査対象基数の合計と県全体の検査対象基数が一致していない。

令和6年度 事業計画

1 淨化槽法定検査の推進

- ① 淨化槽法定検査実施計画
7条検査300基、11条検査34,200基 合計 34,500基とする。
- ② 総合支庁及び管内市町村の担当者と情報交換を行い、未受検者に対し周知啓発を行い、受検率の向上を図る。
また、大型槽の未受検者に対し、県とともに受検啓発を行う。
- ③ 淨化槽法定検査員資格取得のため、公益財団法人日本環境整備教育センターに新入職員を派遣する。
また、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者講習に職員を派遣し、検査員の労働安全衛生の向上に努める。

2 淨化槽及び一般廃棄物に関する研修会・講習会

- ① 会員、浄化槽管理士、浄化槽清掃技術者、一般廃棄物処理業者及び当協会職員の資質の向上を図るために、浄化槽水処理技術管理研修会及び一般廃棄物セミナーを開催する。
- ② 浄化槽管理士の育成と浄化槽管理技術の向上を図るため「浄化槽管理技術指導出前講座」を開設する。
- ③ 浄化槽の適正な取り扱いと使用上のルールを理解してもらうため、各総合支庁管内において、浄化槽新規設置者に対する講習会を開催する。
また、浄化槽新規設置者には、講習会資料一式を対象者へ無料で配付する。
- ④ 検査員の資質と技術力の向上及び精度管理の徹底を図るため、積極的に講習会等に参加するとともに、法定検査の効率的運用を図るため、内部研修を実施する。
- ⑤ 浄化槽法に基づく保守点検業の登録に際して、3年に1回義務化された浄化槽管理士研修について、「山形県浄化槽管理士に対する研修会」を県と連携協力しながら開催する。

3 浄化槽及び一般廃棄物に関する情報提供、機関紙の発行

- ① 浄化槽及び浄化槽清掃に関する情報を会員に提供する。
- ② 一般社団法人日本環境保全協会発行の「環境保全タイムズ」等、一般廃棄物処理業に関する情報を会員に提供する。
- ③ 協会機関紙「県水協たより」を発行し、県、市町村、会員及び関係機関等に配布する。
- ④ ホームページを通して協会の情報公開等に努めるとともに、浄化槽の適正な管理知識や各種手続き等の普及を図る。
アドレス <https://yamagata-suisituhozen.or.jp/>

4 浄化槽台帳システムを活用した市町村との業務委託の推進

浄化槽法により自治体に整備が義務付けられた浄化槽台帳について、指定検査機関への委託を可能とする方針を受け、当協会独自の「市町村浄化槽台帳システム」の活用に向けて市町村への周知説明を積極的に行い業務委託を進める。

5 浄化槽の維持管理に関する調査・相談・指導業務

- ① 浄化槽管理者からの相談や問い合わせ等に対し、対応する。
- ② 環境省から市町村に依頼される「浄化槽の指導普及に関する調査」の回答に協力するため、市町村に浄化槽法定検査の結果データを提供する。
- ③ 公益財団法人日本環境整備教育センターの委託を受け、全国浄化槽推進市町村協議会に補助対象登録された浄化槽が所期の性能を発揮しているかどうか検証するため、実地調査を行う。

6 浄化槽維持管理に関する調査研究

改正浄化槽法で示された休止制度について、所有者不明の空き家や使用停止状態であっても条件を満たしたうえで届出しなければ「休止」とはならないため、市町村と連携し実態調査するとともに、浄化槽台帳の整合性を高めるための調査研究を進める。

7 水環境保全活動への支援

- ① 県内小中学校等からの要請により、県内河川において簡易調査キットによる水質検査を実施し、環境教育の推進に協力する。
- ② 美しい山形・最上川フォーラムの県内一斉調査「身近な川や水辺の健康診断」へ参加するとともに、調査結果の集計について協力を行う。

8 災害時の廃棄物処理及び浄化槽点検等に関する復旧支援

本県において大規模災害が発生した場合に、山形県と締結した「災害時における廃棄物の収集運搬及び浄化槽の点検等に係る協定書」に基づき、復旧を支援する。

9 その他活動

- ① 会員の協力を得ながら新規会員、賛助会員の加入促進に努める。
- ② 一般社団法人日本環境保全協会等の上部団体と連携を図り、事業の円滑な推進と発展に資するともに扶助事業の推進に努める。
- ③ 新たな事業の取組みについて、調査検討を進めること。
- ④ 日本赤十字社活動に対する支援を行う。

(一社)日本環境保全協会 令和6年度定時総会

令和6年6月10日(月) 標記総会が東京都千代田区ホテルメトロポリタンエドモントにて開催され、当協会からは5名出席いたしました。令和5年度事業報告・収支決算、令和6年度事業計画・収支予算案が承認可決され、役員選任についても原案どおり承認可決されました。

総会後には「一般廃棄物処理業と自然災害」と題し、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長の松崎裕司氏からご講演がありました。

北海道・東北地区浄化槽指定検査機関連絡協議会 第38回理事会 (一社)全国浄化槽団体連合会 東北地区協議会 第50回通常総会及び理事会

令和6年6月17日(月)、仙台市 篠火の湯 緑水亭において、北海道・東北地区浄化槽指定検査機関連絡協議会が開催され、北海道・東北地区の団体会長や役員、事務局など、総勢26名の参加となりました。

第38回理事会は、午後2時から谷川協議会会長(青森県会長)による開会挨拶に始まり、谷川会長が議長を務め議事に入り、下記の議案について審議が行われ、原案どおり全て承認されました。

- 第1号議案 令和5年事業報告及び収支決算報告について
- 第2号議案 令和6年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
- 第3号議案 役員の選任(案)について
- 第4号議案 令和7年度の開催地(案)について

午後3時からは、(一社)全国浄化槽団体連合会 東北地区協議会 第50回通常総会及び理事会が開催され、全ての議案が承認されました。続いて(一社)全国浄化槽団体連合会の高橋専務理事から、単独転換の推進や浄化槽台帳管理システムの適正化、浄化槽ビジョン、また、能登半島地震での浄化槽の被害状況等について講演がありました。



第38回理事会のようす

(一社)日本環境保全協会 北海道・東北ブロック協議会第30回通常総会

令和6年7月4日(木)、秋田県横手市ホテルプラザアネックス横手において、一般社団法人日本環境保全協会 北海道・東北ブロック協議会第30回通常総会が開催されました。

協議会事務局の宮田氏((一社)北海道環境保全協会)の進行により午後4時に始まり、最初に鈴木協議会副会長((公社)宮城県生活環境事業協会会長)の挨拶の後、鈴木副会長が議長として審議に入り、下記の議案について審議が行われ、原案どおり全て承認されました。

- 第1号議案 令和5年度事業報告及び収支決算について
- 第2号議案 令和6年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

続いて、報告事項として、宮城県、山形県、北海道からそれぞれ活動報告がありました。

研修として「政府におけるサーキュラーエコノミーに向けた取組について」と題し、(一社)日本環境保全協会 香根川専務理事からご講演がありました。



総会のようす

青年部設立20周年祝賀会

令和6年7月11日(木)、山形グランドホテルにおいて「公益社団法人山形県水質保全協会青年部設立20周年記念祝賀会」を開催し、ご来賓、青年部OB、部員など計27名から出席いただきました。

はじめに、青年部OBの方々へ、20年を迎えたことに対する感謝の意を込め、片桐一樹新青年部長から一人一人に記念品を贈呈いたしました。

菅野宣吾前部長の開会の挨拶に始まり、片桐一樹青年部長の挨拶の後、当協会の片桐会長と、笹瀬県水大気環境課長から、それぞれご祝辞をいただきました。

また、東日本大震災の被災地支援活動を通して交流を続いている、(一社)北海道環境保全協会、(公社)宮城県生活環境事業協会、(一社)東京環境保全協会の青年部等の方々からもご出席を賜りました。

祝宴では、山形市在住のシンガーソングライター庄司紗千さんのミニコンサートがあり、軽快なピアノと澄んだ歌声で、会場は大盛況となりました。

最後に、初代部長の片桐健悦氏、第二代部長の菅龍太氏、第三代部長の青山武氏から、青年部時代の想い出やこれから青年部員に対し熱量溢れるエールをいただきました。

これからも、青年部活動を通して各社の事業発展と、協会本部の事業推進への協力に邁進してまいりますので、関係各位には引き続き、御指導くださいますようお願い申し上げます。



祝賀会のようす



片桐一樹新青年部長の挨拶



庄司紗千さんミニコンサート

協会からのお知らせ

新規入会	会員区分	氏名	事業所名	住所
	賛助会員	鈴木正二	(株)スワレント	神奈川県横浜市旭区川井本町103番地8

変更	会員区分	新旧	氏名	事業所名	住所
	賛助会員	新	安達敬幸	(株)モリタエコノス仙台支店	仙台市宮城野区扇町一丁目6番34号
	賛助会員	旧	肥田武		
	賛助会員	新	横山満	西東北日野自動車(株)	山形市立谷川三丁目3553番地1
	賛助会員	旧	北村勝美		
	賛助会員	新	吉田宏	新明和工業(株)東北支店	仙台市宮城野区扇町二丁目3番16号
	賛助会員	旧	二井正裕		

事務局より

今回の県水協たより発刊直前の7月25日、庄内・最上地域は記録的大雨により、最上川や日向川を始めとする多くの川が氾濫し、住宅の浸水や土砂崩れなど、各地で甚大な被害が発生いたしました。数々の被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

また、復旧活動に尽力されている会員及び関係各位の皆様に敬意を表しますとともに、作業の安全と体調管理にくれぐれも注意していただきことを切にお願いする次第です。